

県指定文化財の現状変更等許可の状況について

令和7年3月1日～令和7年6月30日の間に、現状変更等許可申請書を収受した県指定史跡河村城ほか7件について、次の表記載の理由から条件を付して許可しましたので、報告します。（実施場所等の詳細は別紙参照）

項番	文化財の名称及び申請者等	現状変更申請の内容	許可日・予定期間	【許可理由】及び【許可条件】
1	史跡 河村城跡 (対象地) 足柄上郡山北町山 北字城山2161番外 (所有者) 山北町 (申請者) 藤江 雅也	テント及びタープ設置	(許可日) R7. 3. 19 (予定期間) R7. 4. 26 ～ R7. 4. 27	【許可理由】 ○ マルシェの開催に伴い、テント及びタープの設置のため、金属杭（ペグ）の打設を行うが、遺構面まで保護層を35cm以上確保していることから、地下遺構への影響は軽微であると判断される。また、イベント実施に伴い2日間設置するもので、事業の実施後には撤去されることから、一時的なものであり、景観への影響は軽微であると判断される。 【許可条件】 ◆ 施工にあたっては、山北町教育委員会職員の立会いを求める。
2	史跡 河村城跡 (対象地) 足柄上郡山北町山 北字城山2161番外 (所有者) 山北町 (申請者) 山北町長	樹木伐採、園路工事、土橋整備工事等	(許可日) R7. 6. 26 (予定期間) 許可日 ～ R7. 10. 31	【許可理由】 ○ 立ち枯れ樹木等の伐採、石敷き園路の目地埋め工事、土橋の北側壁面の陶板タイル設置（土層断面写真）、メッセージ記入事業を行う。土橋の北側壁面の陶板タイル設置のみ足場を設置するために掘削（打設）が生じるが保護層（盛土層）内に掘削が収まるため、地下遺構への影響は軽微であると判断される。景観はいずれの事業も変化を伴うが、史跡を保存・活用していくうえで必要な行為であると考えられる。 【許可条件】 ◆ 施工にあたっては、山北町教育委員会職員の立会いを求める。

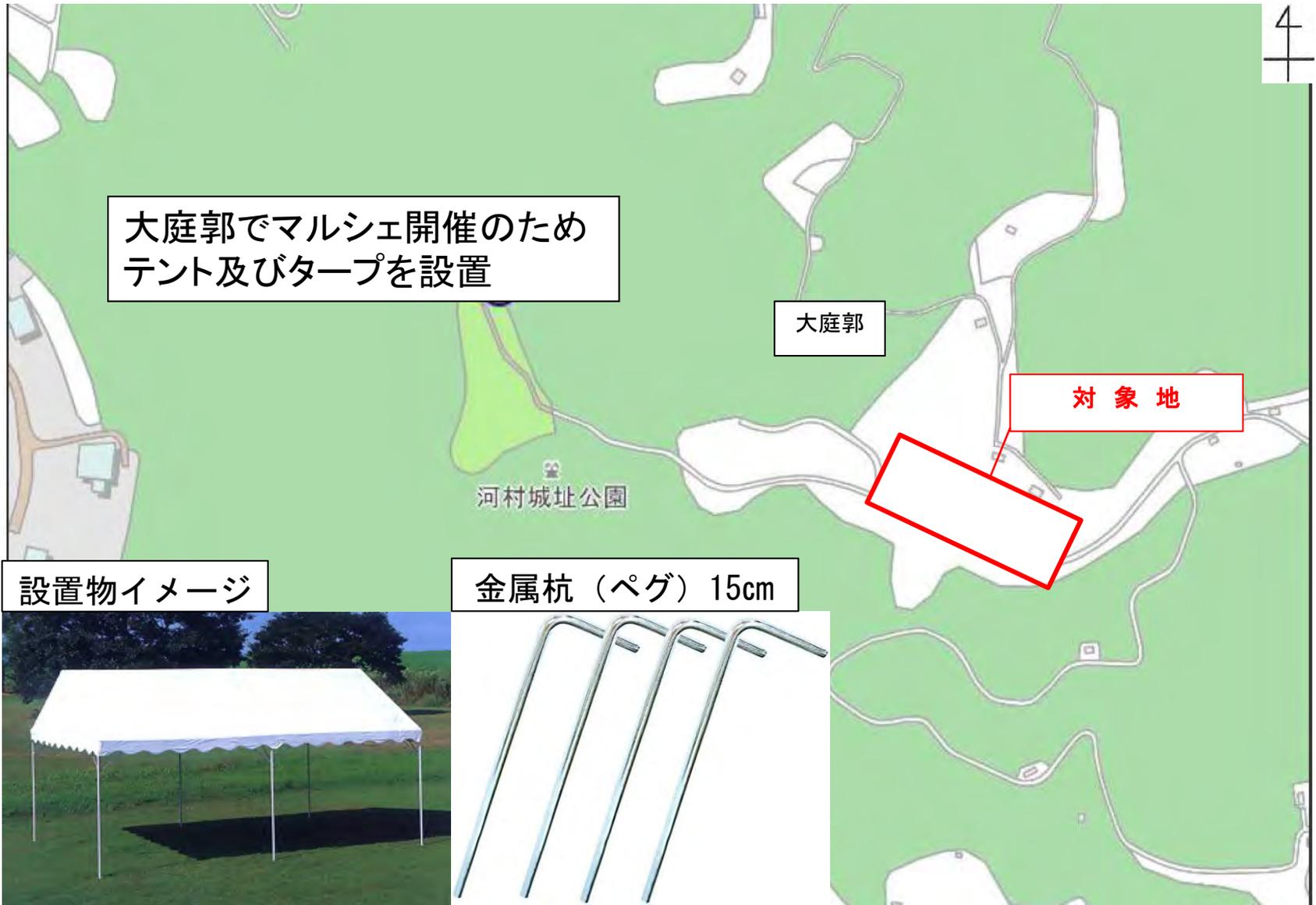
3	史跡・名勝 江ノ島 (対象地) 藤沢市江の島一丁目地先 (所有者) 神奈川県 (申請者) 神奈川県藤沢土木事務所長	案内看板設置	(許可日) R7. 3. 11 (予定期間) 許可日 ～ R7. 3. 31	【許可理由】 ○ 掘削を伴うものの、施工箇所は埋立地であり、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないことなどから、地下遺構への影響は軽微であると判断される。 ○ 案内看板は白地に黒文字で周囲になじむ色身であり、景観への影響は軽微であると判断される。 【許可条件】 ◆ 施工にあたっては、藤沢市教育委員会職員の立会いを求める。
4	天然記念物 五霊神社の大イチョウとその周辺の樹木 (対象地) 逗子市沼間三丁目10番34号 (所有者) (宗) 五霊神社 (申請者) (宗) 五霊神社 総務担当 角巻一男	枯枝剪定	(許可日) R7. 3. 10 (予定期間) 許可日 ～ R7. 3. 31	【許可理由】 ○ ケヤキの枯損枝が隣接道路に落下する恐れがあり、安全確保のために剪定が必要と判断される。 【許可条件】 ◆ 実施にあたっては、逗子市教育委員会職員の立会いを求める。
5	天然記念物 白髭神社の社叢林 (対象地) 横須賀市野比二丁目26番1号 (所有者) (宗) 白髭神社 (申請者) (宗) 白髭神社 氏子会総代長 菱沼 禎二	伐採、剪定	(許可日) R7. 3. 11 (予定期間) 許可日 ～ R7. 3. 31	【許可理由】 ○ 社叢林構成樹木のうち、空洞が生じているイチョウと発育不全のイヌマキが倒木の恐れがあり、それぞれ伐採と樹幹の剪定が必要と判断される。 ○ 2本は社殿の前方に位置し、社叢林の主たる構成樹木である社殿裏のスダジイ林に与える影響は少ない。 【許可条件】 ◆ 実施にあたっては、横須賀市教育委員会職員の立会を受ける。

6	天然記念物 海老名の大樺 (対象地) 海老名市国分南一丁目1150番地先 (所有者) 海老名市長 (申請者) 海老名市長	支柱設置、建仁寺垣補修	(許可日) R7. 5. 20 (予定期間) 許可日 ～ R8. 3. 31	【許可理由】 ○ 既存の幹の腐朽穴及び北側枯死部分の拡大でバランスが不安定となったことによる倒木を防ぐために、新たな支柱の追加、建仁寺垣の補修が必要と判断される。 【許可条件】 ◆ 実施に当たっては、海老名市教育委員会職員の立会い及び指示を受けること。
7	天然記念物 浄見寺の寺林 (対象地) 茅ヶ崎市堤4318ほか (所有者) 宗教法人 浄見寺 代表役員 (申請者) 宗教法人 浄見寺 代表役員	枯枝撤去、危険木の剪定	(許可日) R7. 5. 22 (予定期間) 許可日 ～ R7. 8. 31	【許可理由】 ○ 寺林域内の樹木で剪定が必要な程度まで成長した高木や枯れ枝の撤去及び枝折れのおそれがある危険木、計16本の剪定で、寺林全体への影響は軽微であり、樹叢の安全管理・維持管理上、必要な作業であると判断される。 【許可条件】 ◆ 実施にあたっては、茅ヶ崎市教育委員会職員の立会いを求めること。
8	天然記念物 勝福寺と八幡神社境内の樹叢 (対象地) 小田原市飯泉1161番地 (所有者) 宗教法人勝福寺 代表役員 (申請者) 宗教法人勝福寺 代表役員	樹木高所剪定	(許可日) R7. 6. 6 (予定期間) 許可日 ～ R8. 3. 31	【許可理由】 ○ サギによる糞害等被害対策のため、樹木高所の剪定及び枝打ちを行うもので、樹木の安全管理・維持管理上必要なであると判断される。 【許可条件】 ◆ 実施に当たっては、小田原市教育委員会職員の立会い及び指示を受けること。

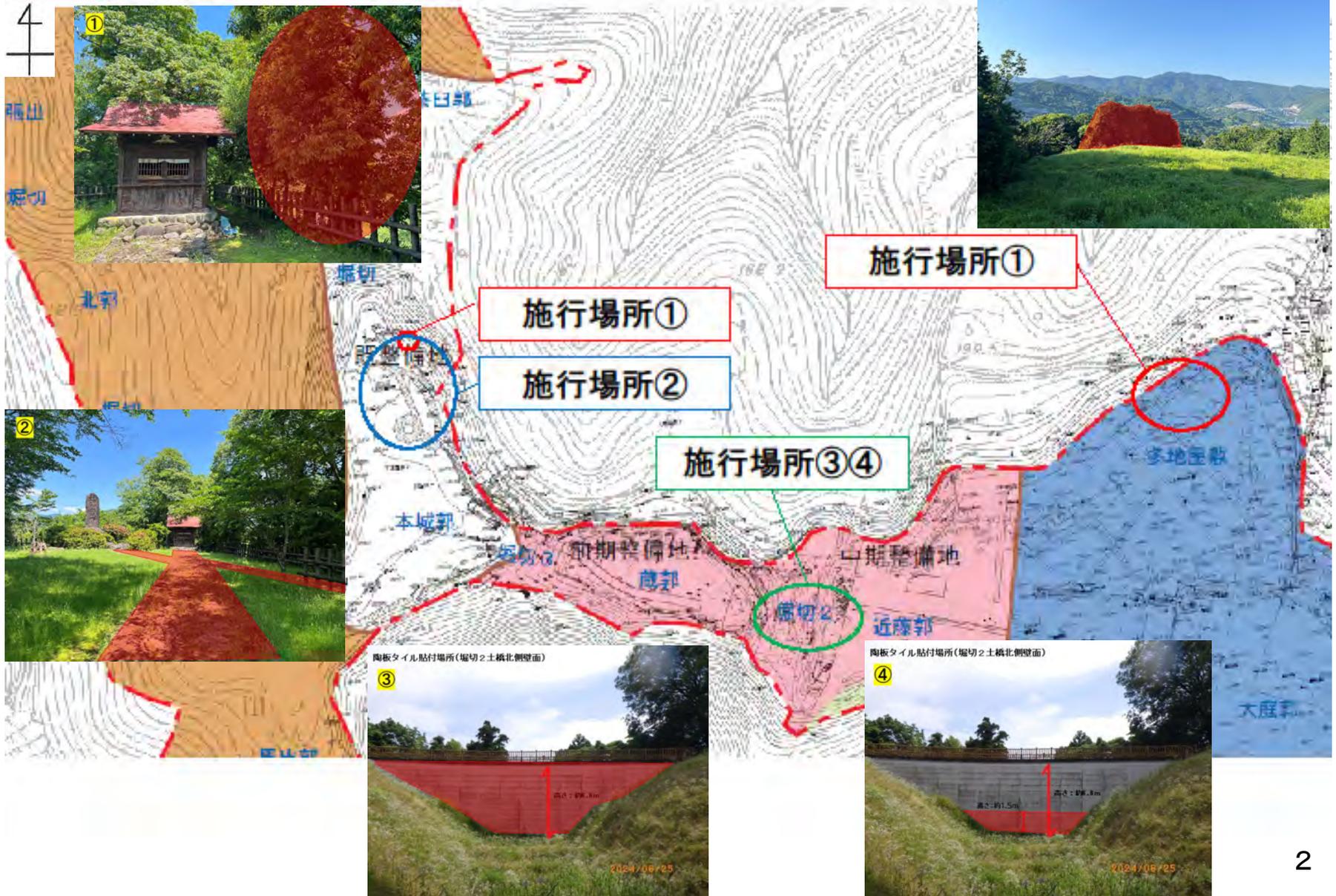
県指定文化財現状変更等箇所(R7.3.1～R7.6.30)



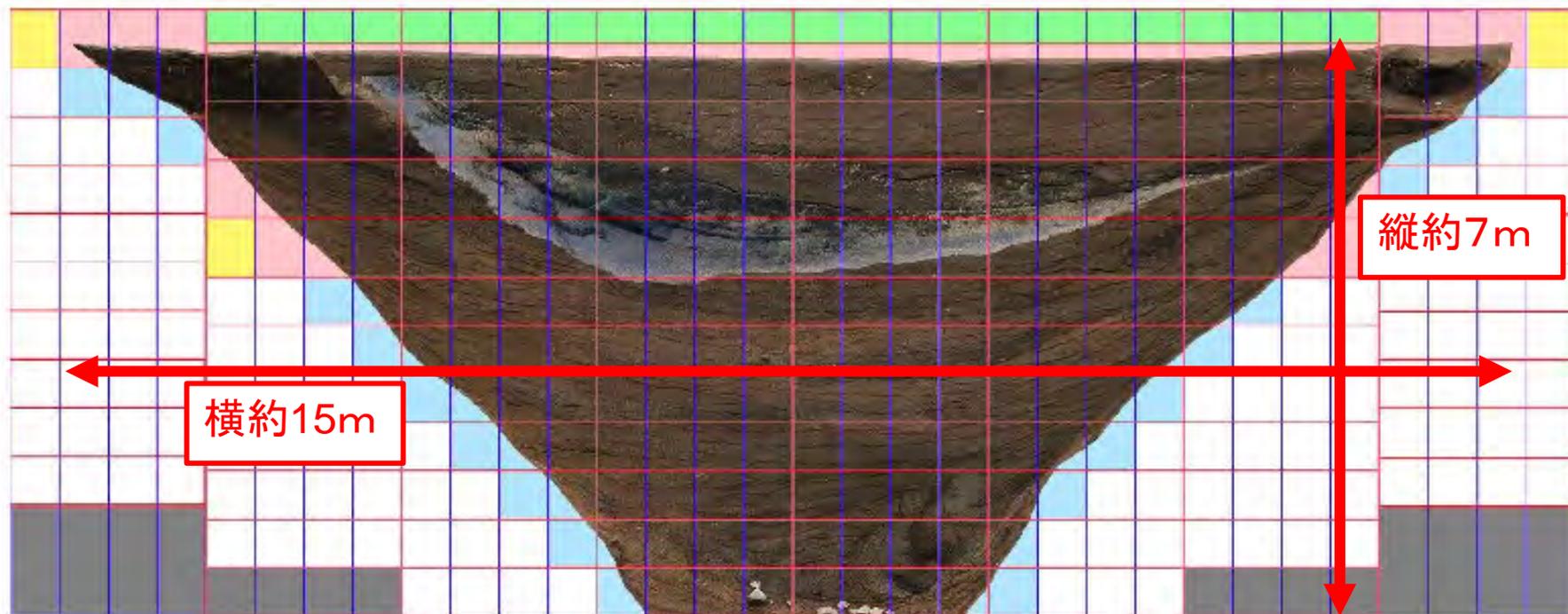
① 史跡「河村城跡」ーテント及びタープ設置



② 史跡「河村城跡」—樹木伐採等(立ち枯れ樹木)



陶板タイル張付け図



<凡例>

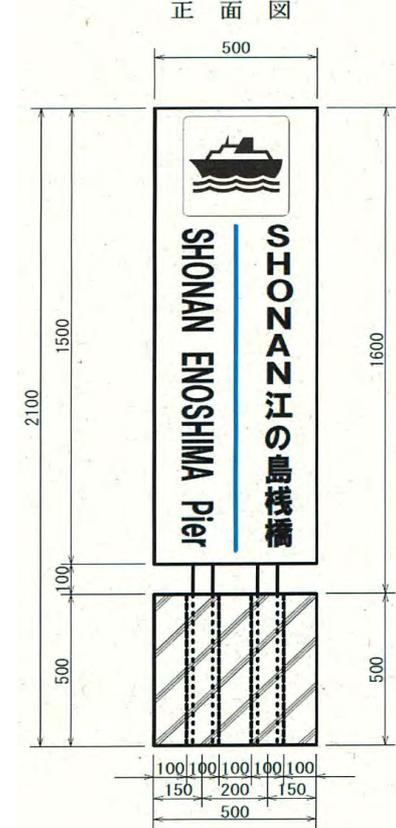
- 青：写真タイル 109枚（約50cm角）
- 赤：写真タイル 101枚（約50cm×60cm）
- 白：無地タイル 123枚（約50cm）
- 黄：無地タイル 3枚（約50cm×60cm）
- 緑：無地タイル 24枚（約50cm×35cm）

③ 史跡・名勝「江ノ島」—案内看板設置



高さ1.5m、幅0.5mの
休憩所と棧橋の案内
看板2枚を設置する

設計図



④ 天然記念物「五霊神社の大イチョウとその周辺の樹木」 －枯枝の剪定



指定地内のケヤキの枯枝
を剪定



剪定する枯枝

⑤ 天然記念物「白髭神社の社叢林」一伐採・剪定

社叢林のうち、倒木の恐れがあるイチヨウの伐採とイヌマキの剪定



イチヨウ



伐採前(傾く)

イヌマキ



剪定前(繁茂で不安定)



伐採後(空洞あり)



剪定後

⑥ 天然記念物「海老名の大欅」—支柱設置・建仁寺垣補修



現状変更前
支柱追加箇所



現状変更後
支柱を外側に追加



建仁寺垣補修箇所



⑦ 天然記念物「浄見寺の寺林」—枯枝撤去・危険木の剪定



危険木16本の剪定

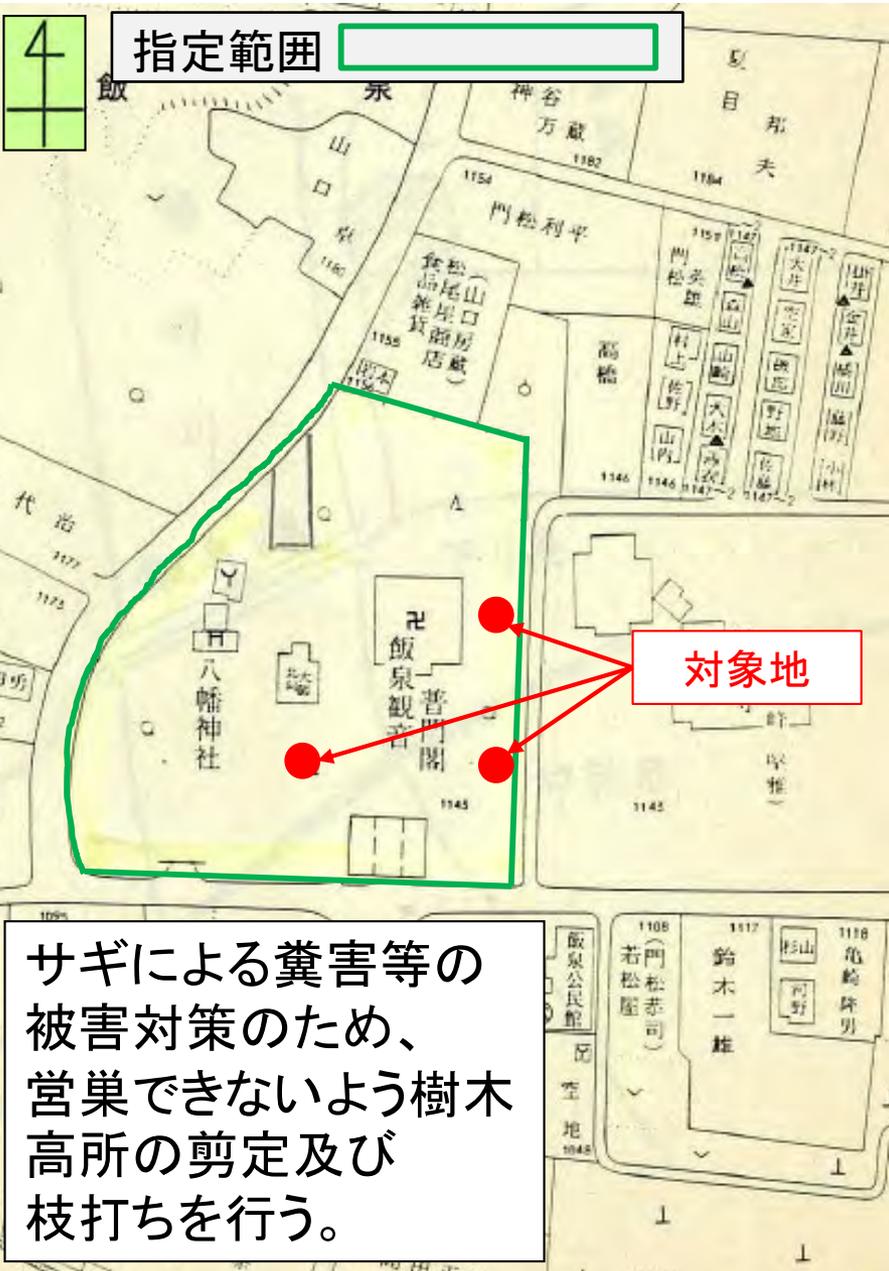
⑬ : スタジイ



⑯ : タブノキ



⑧ 天然記念物「勝福寺と八幡神社境内の樹叢」ーサギ被害対策



現状写真

